

# 保険理論の新展開<sup>1)</sup>

小 川 浩 昭\*

## 目 次

1. 研究姿勢
2. 保険分析の動向
3. 伝統的保険学の課題
4. 保険理論の新展開
5. 現代保険学の枠組み

## 1. 研究姿勢

学問の発展とは、本来、先人の業績を批判的に乗り越えるところにあるのではないか。したがって、批判的精神が重要であるが、本格的に批判をするためには謙虚に学ぶ姿勢が必要であろう。批判的精神と謙虚さという正反対のものをいかに統合するかが重要であろう。このような視点に立ったとき、わが国の保険学の動向は、伝統的保険学を乗り越える姿勢に乏しく、隣接科学、とくに金融論に安易に迎合しているのではないか。保険学の重要用語である逆選択やモラルハザードという用語が金融論・情報の経済学の用語として世間を席卷し、いまや保険学に逆輸入されている観がある。このような動向が社会保障論における社会保険の分析において、保険学無視の情報の経済

---

\*西南学院大学商学部 教授

1) 筆者の保険学のバイブルは、石田重森=真屋尚生『保険理論の新展開』である。したがって、「保険理論の新展開」というタイトルには、特別の思い入れと憧れがある。「石田重森先生退任記念号」の拙稿のタイトルを「保険理論の新展開」とすることをお許しいただきたい。

学に依拠した的外れな議論を許すことになっているのではないか。金融論による保険分析を「金融論的保険論」とよべば、このような議論を批判するどころか、「保険と金融の融合」などと叫び、安易に保険を金融に溶かして学問としても一体化を指向して金融論的保険論に無批判的になっているのではないか。このような研究姿勢が保険学を中途半端な学問としていないだろうか。そのようなことを懸念させる次のような事態も生じている。

本年（2007年）『リスク学入門』というシリーズ（全5巻、橘木ほか編 [2007]、橘木編 [2007]、長谷部編 [2007]、今田編 [2007]、益永編 [2007]）が刊行された。ベック（Ulrich Beck）流の「リスク社会」（Risikogesellschaft, Beck [1986]、東＝伊藤訳 [1998]）がキー・ワードとされ、リスクに対してこれまでの学問の枠組みではない新たな学際的対応が求められるとし、リスク研究の体系化＝リスク学の構築が必要であるとする。本シリーズは、個別的なリスク論の蓄積を整理し、将来のリスク学構築に備えた試みを企図して編まれたとされる（橘木ほか [2007] 刊行にあたって p. vi）。第1巻はいわば総論でリスク社会の特質と管理の方向性が示され、第2－5巻は各論としてリスク研究の先進分野であり蓄積もあるとする経済分野と科学技術分野をとりあげ、それら他に法律分野や社会生活分野もとりあげる。かくして、総論の第1巻は『リスク学とは何か』、第2－5巻は、第2巻『経済からみたリスク』、第3巻『法律からみたリスク』、第4巻『社会生活からみたリスク』、第5巻『科学技術からみたリスク』となっている。

「リスク社会」という用語は、かなり学術的な深い意味を持った用語といえよう。しかし、専門知識のない一般の人々が「リスク社会」と聞いても違和感なく受け入れることができるほど、現代社会はリスクが溢れる社会になってきた。学問としては、単に経済主体がいかに効率的・効果的にリスクに対処するかといった既存のリスクマネジメント論の延長線上では考察しきれない、社会の有り様を問いかける視角が必要と思われる。したがって、現

代社会において極めて重要となってきたリスクに対して、リスク学を構築するという目的意識は、まことに時宜に適ったものである。

リスク社会化に伴いリスクがいろいろな分野で重要となってきたので、これまで蓄積されてきた研究の整理をしようというのが本シリーズの内容である。まずは体系化に向けた既存の研究の整理を通じて、土台を作ろうという意図であろう。このような本シリーズの内容や意図は、十分理解できる。しかし、疑問に思うのは、既存の研究の整理を行うに当たって、リスク研究の最先進分野である保険学が無視されていることである。保険が本シリーズで先進分野とされる経済分野に含まれているのかといえば、そうでもない。それでいて、要所に保険に関する記述がみられるのである<sup>2)</sup>。本シリーズのテーマからいえば、リスクに関する研究の先行業績において、最有力分野といえる保険学から保険研究者が編者に入ってもよいぐらいであるが、それはともかくとして、同シリーズで保険学の成果がほとんど無視されているのである。それは、第1巻の社会保険に関する論述で、前述の保険学無視の情報の経済学に依拠した社会保険論が展開されていることに象徴される（広井 [2007] pp.119-121<sup>3)</sup>）。

このような事態を目にし、保険学の動向に危機感を持つものである。石田重森博士は約10年前に保険をめぐる学問研究の反省点として、次の5点を指摘された（石田 [1998] pp.186-189）。

(1) 経済学をはじめ他の分野の理論を安易に援用して、保険を分析したり論

---

2) 同シリーズで保険にふれている状況は次の通りである。橋木ほか編 [2007] (第1巻) 全体189頁中39頁(20.6%)に保険の記述あり。橋木編 [2007] (第2巻) 全体178頁中69頁(38.8%)に保険の記述あり。長谷部編 [2007] (第3巻) 全体171頁中21頁(12.3%)に保険の記述あり。今田編 [2007] (第4巻) 155頁中1頁(0.6%)に保険の記述あり。益永編 [2007] (第5巻) 168頁中3頁(1.8%)に保険の記述あり。合計861頁中133頁(15.4%)に保険の記述あり。

3) 同シリーズ第2巻(橋木編 [2007])所収の橋木 [2007]は真正面から保険を論じているといえるが、医療保険を取り上げた保険加入者間の所得移転、損得といった議論は、保険理論の基本から逸脱した議論と思われ、違和感を覚える。

及しようとする風潮がある。

- (2) 既存の文献・書物に出てくることを一通り網羅し、全般的に記述してあるが、表層的で理論探求の奥深さが見られぬことがままある。逆に、保険について多角的・多面的に論及してある文献から部分的に抽出し、全体像を把握し、全体構成との関連の中で論及すべきところを一部分だけ取り上げて論及している場合がある。
- (3) 保険に関する実務的な事柄や実際の諸現象を単に叙述したり、記述するだけに終始している場合がある。
- (4) 諸外国の保険事情をあれこれ紹介することに終始し、それを日本にどう適用するか、日本の場合はどうかなどに触れないで終わる研究が見られる。
- (5) やたら難解な特殊用語や特殊分析を用いて論述した研究論文等がみられる。

これらの約10年前の指摘に対して、近年の保険学の動向は上記のような反省がますます求められる展開となっているのではないか。特に、(1)に関連して、石田博士は具体例として市場取引における情報の非対称性を用いた保険市場分析<sup>4)</sup>やリスクマネジメントの一つの領域ないしは一手段としての保険の把握を指摘し批判しているが、金融論への安易な依存傾向はこうした批判がますます当てはまる展開と言わざるを得ない。このような状況も反映して、『リスク学入門シリーズ』のようなものが刊行されているのであろう。

上記の反省点を踏まえて現代の保険学が進むべき道は、伝統的保険学の成果を引き継ぎ、現代の課題に応えるためにそれを批判的に乗り越える研究姿勢に基づく研究であり、この研究姿勢に基づいて保険の意義と限界を探るこ

---

4) 情報の経済学の保険への適用に関する問題を考察した有力な先行業績として、田畑 [1982] がある。田畑 [1982] では、情報の経済学が情報の非対称性のもとでも経済主体は自己の効用を極大にするために行動すると考えるので、理解し難い分析になるとの批判が展開される (田畑 [1982] p.104)。このような批判を踏まえて、情報の経済学の保険への適用がなされるべきである。

とにあると考える。そして、そのような成果によって、隣接科学の保険学無視の姿勢や安易な金融論・情報の経済学に依拠した保険分析の批判を行うことが重要である。

なお、本稿でいう伝統的保険学とは、戦前の保険研究の流れを汲み、戦後のさまざまな論争過程を経て形成された保険学である。一連の論争過程において常に主役の一人となり、また、生命保険、損害保険、新種保険、協同組合保険、社会保険（社会保障）といった保険各論のさまざまな分野を含めてわが国の保険研究において量・質を圧倒する庭田範秋博士の保険学・庭田保険学を中心にして考えることができるであろう。石田博士は、庭田保険学を次のように評する。「その範囲の広範なこと、水準の高いこと、著書ならびに研究論文の膨大なこと等で全くほかの追随を許さないものである」（石田 [1998] p.190）。まさに、指摘の通りである。そこで、本稿では伝統的保険学として庭田保険学を想定して考察を進める。

本稿では、伝統的保険学の課題を提示し、それを乗り越える方向性を石田重森、真屋尚生両博士の保険分析に依拠して探るものである。したがって、本稿の研究姿勢は、石田＝真屋両博士の保険分析に基づく庭田保険学の批判的継承にある。

## 2. 保険分析の動向

保険と金融が密接になってきていることを「保険と金融の融合」と捉え、保険の分析の主流はアメリカ流のリスクマネジメント論と新しい金融論による金融論的保険論となってきた。そこでは、金融の機能的把握が基本とされ（Crane *et al.* [1995]、野村総合研究所訳 [2000]）、機能的に見た場合金融はリスクマネジメントの一種あるいはリスク処理と関わるとされ、リスクを処理するという機能の点で保険と金融は同一に把握される。この背景には、市場経済化の流れの中で社会が「リスク社会」化し、「リスクマネジメ

ント時代」となってきている状況で、金融論が金融工学という分野でリスクファイナンスの考察を中心として、リスクマネジメント論に呼応しながら、リスクマネジメント時代を演出する重要な役割を果たしていることがある。この新しい金融論には情報の経済学も大きな役割を果たしており、市場経済化の流れで大いに動揺している社会保障制度、その中核を占める社会保険制度の分析においてまで情報の経済学が適用されている。時代文脈として、いわば私的保険、公的保険いずれもが大いに動揺しているといえるが、そのような保険の分析において中心を占めつつあるのが金融論の保険論とリスクマネジメント論といえる。先に引用した石田博士が指摘した情報の経済学、リスクマネジメント論に対する問題点が、「リスク社会」が進展する中で保険と金融の同質性の議論といった形でさらに悪化しているといえよう。こうして近年の保険分析の動向は、ますます先人の業績・伝統的保険学を無視した流れとなっているのではないか。もちろん、伝統的保険学になら価値がないならば、そのような姿勢も当然であろう。しかし、こうした伝統的保険学をないがしろにした分析は、さまざまな問題を抱えている。

たとえば、前述の社会保険に関する議論である。広井 [2007] では、民間保険は任意加入で保険料が給付・反対給付均等の原則で設定されるのに対し、社会保険は強制加入で平均保険料方式をとるとする。社会保険がとられるのは、情報の不完全性（情報の非対称性）により逆選択が生じるという市場の失敗のためとするのが一般的であるとする（広井 [2007] p.120）。また、逆選択を防止するために強制保険制がとられるとする。しかし、社会保険が対象とするリスクのみになぜ情報の不完全性が生じるのかが明らかではなく、情報の不完全性による逆選択はほとんどのリスクに当てはまるともいえ、これでは全ての保険が社会保険、強制保険になってしまうのではないか。さらに、預金保険、貿易保険、地震再保険などのさまざまな公的保険があるが、公的保険と社会保険の違い、関係はどうなるのであろうか。おそらく社会保

障の研究者は、公的保険の存在すら知らないのではないか。公的保険、私的保険という保険の分類、さらに、公的保険の分類、公的保険の研究が重要である。ここで取り上げた社会保険に関する議論は、典型的な、保険学無視の安易な情報の経済学依存の理論である。逆選択の議論は、保険学的には次のように理解すべきであろう。

任意保険で考えると、平均保険料を採用すれば危険率の低い保険契約が離脱し、保険団体の危険率が上昇するから平均保険料が上昇することとなり、上昇した平均保険料の水準で危険率が相対的に低い契約が離脱し、さらに保険団体の危険率が上昇するという悪循環が生じ、ついには最も危険率の高い契約が残り、保険団体は崩壊することとなる。そこで、任意・自由に契約できる任意保険を前提とする限り、個別の保険契約の危険度・状況に応じた保険料を志向する個別保険料にならざるを得ない。平均保険料に関わる問題は、情報の経済学が主張するような逆選択の議論ではなく、任意保険における個別保険料の必然性の問題（大林 [1995] pp.152-153）として捉えるべきであろう。そうすることで、平均保険料を採用する場合の強制保険制の有効性が理解でき、社会保険の議論にも資するであろう。しかし、情報の経済学では、事前情報の非対称性から全ての保険の保険料は平均保険料となってしまう、社会保険の強制保険制も理論的に説明できない。保険学の個別保険料必然性の議論があるにもかかわらず、わざわざ情報の経済学に頼る必要もあるまい。伝統的保険学の既存の理論を保険学サイドが大切に、社会保険の保険学無視のこのような議論を許すべきではない。

保険企業形態論についても、情報の経済学の適用には慎重であるべきである。保険事業には事業特有の企業形態である相互会社があるため、株式会社と相互会社の比較においてエイジェンシー理論が適用されることがある<sup>5)</sup>。

---

5) たとえば、三隅 [2000] を参照されたい。

確かに、所有者＝保険契約者である相互会社は、株式会社と異なる構造を持ち、コーポレート・ガバナンスの観点で比較することが有意義である。しかし、こうした企業形態の違いが実際にどの程度経営に反映するかとなれば、それは市場の競争状況が決定的に重要な要因となろう。したがって、相互会社と株式会社の比較は、エイジェンシー理論を使った考察を含めて、あくまで原理論的な次元において行われるに過ぎないであろう。現実には既に相互会社と株式会社に収斂現象が見られ、相互会社の理念は空洞化しており、さらに規制緩和による競争激化によって脱相互会社化の動きが生じ、相互会社の存在意義が問われている。相互会社の考察については、伝統的保険学に蓄積されている相互会社の考察を理念と現実を区分することを通じて発展させることのほうが、はるかに有益な議論が展開できるのではないか。その際、相互会社自体の考察、保険の本質と保険企業の本質などが重視されるべきであるが、わが国保険学界では保険の本質など本質論的な議論が嫌悪され、また、保険の異質性が軽視され、そのことが汎用性を持った情報の経済学の適用を許しているのではないか。しかし、そのような分析は、現実から乖離した空理空論に過ぎないのではないか。注意をしなければならないのは、情報の経済学の適用自体に慎重にならなければならないということである。

先に石田博士の情報の経済学に対する批判を取り上げたが、最近の石田 [2007] では近年の保険金不払い問題等に関連させた情報の経済学への批判もみられる。すなわち、「今回の保険金等の不払いは、その逆（保険加入者＝情報優位者、保険者＝情報劣位者という関係とは逆…筆者加筆）で保険者に情報が多く、被保険者・保険加入者に情報が少ない状況の中で発生した」（石田 [2007] p.24）。この指摘における「情報」は、従来の情報の経済学の「情報」が危険率把握・保険料算出のための「情報」であるのに対して、保険契約・保険商品に対する「情報」として捉えられているといえる。「情報」は確かに重要であるが、同じ「情報」でも情報の非対称性といった問題



ではなく、石田博士の指摘するように「保険会社の情報公開・情報開示そして説明義務の履行」（同 p.24）が重要であり、こうした現実の問題との関係に情報の経済学の限界が如実に表れているのではないか。

そもそも情報の経済学の意義は、保険と関わる「逆選択」や「モラルハザード」という用語を保険関係からいろいろな契約関係に適用できるように進化・拡大させたことにあるのではないか（Winter [2000] p.158）。保険にとっての情報の経済学の意義も、情報に焦点を当てて逆選択、モラルハザード発生メカニズムを説明した点にある。しかし、その利用は限定されるという情報の経済学の限界をも同時に認識する必要がある。保険学の先行業績に基づきながら、もっと冷静に情報の経済学の意義と限界を考える必要があるのではないか。

金融工学と保険学との関係も微妙である。デリバティブを使った手法で保険リスクが金融市場で処理されるようになり、保険学にとっても金融市場、金融工学から目が離せなくなってきたとはいえる。しかし、こうした新しいリスク処理手段を ART（Alternative Risk Transfer）として分析する保険学の動向には、保険学の先人の業績を乗り越えるといった姿勢に乏しく、金融工学に飛びついているという面が強いのではないか。保険の本質を軽視し、保険を明確に規定していないので、ART の規定自体が曖昧である。ART に含まれる個々のリスク処理手段の解説に終始しているものが多く、そうした手段登場の背景・意義、保険との関係や保険に与える影響・今後の展望、ART 自体の分類、経済的保障制度全体に対する影響といった考察に乏しい。ART に象徴される現象は保険を代替する現象＝保険代替現象といえよう。これは伝統的保険学がカバーできていない新たな保険現象であるが、伝統的保険学の意義と限界を踏まえ、それを乗り越えるという形で ART、保険代替現象の考察がなされるべきではないか。現状は、金融工学の盲目的な適用で、体系的・理論的思考に乏しく、ART の理論的な定義、基礎理論さえできてい

ない。ARTの理論的考察が必要である。

ところで、金融工学はリスクを介して保険に興味を持っている。たとえば、刈屋 [2000] では「金融業はリスクに関わる産業」(刈屋 [2000] p.22) として、リスクを中核に据えて保険業も同一に含めてしまう。保険と金融の同質性の議論がリスクを介して徹底しているといえよう。さらに、「金融資産が内包するリスクのうち、基本的なものとして保険リスク、市場リスク、信用リスクを理解する」(同 p.21) として、基本的なリスクに保険リスクを含めているのが注目される。このような主張は、リスクを土台にして体系化された学問を志向するようにも思われるが、金融の定義、あるいは、既存の金融論との関係がどうなるのかが判然としない。金融をリスクに関連させるのは良いとしても、資金を融通するという側面を飛び越えてリスクで把握するといっても無理があるだろう。また、保険リスクが何を意味するか、なぜ基本的リスクを保険リスク、市場リスク、信用リスクと分類できるのかも理解できない。「自然現象による保険リスクの特徴は、基本的には経済社会システムに関係なく発生し、発生したときは社会全体としてみると必ず損失となる」(同 p.22) とか、「ビジネス化されている保険リスクの特徴は、集団全体としてみたときリスクが起こる確率は安定的で、基本的には人々の行動から独立である」(同 p.23) との説明は、誤りではないが、保険学のリスクに関する成果を無視していると思われ、理解しがたい。したがって、一見斬新に見えるが、それまでの金融論との関係、保険学の成果との関係が判然とせず、保険学的には、独りよがりの主張になっている。

また、金融工学ではオプションの存在が大きい。異常気象保険と天候デリバティブに象徴的なように、オプションによって金融工学と保険は商品、価格付けで相互関連を深めてきた。保険とオプションの類似性が指摘されるが、「オプションをも含む『広義の保険』は、プレミアムの支払いの対価として、リスクを限定しようというものである」(野口=藤井 [2000] p.10) との指

摘は、保険とオプションの類似性把握からは踏み込んだ捉え方といえよう。「広義の保険」というからには「狭義の保険」があるのであろうが、広義と狭義の違いがどこにあるのか、そして、そもそも保険をどのように捉えるのか。保険とオプションを同一に把握するという点で同質性志向の強い新しい金融論の特徴が当てはまるが、保険の捉え方があまりに粗雑ではないであろうか。

こうした安易な保険の分析については、石田博士の次のような批判がある。すなわち、「金融市場において、他業態から保険市場への参入がややむずかしいのと同様に、思いつきや片手間に保険学領域に進出することは困難であり、進出できても正道を歩めない。」（石田 [1998] p.202）。学問の方向性という観点からも、同様な問題を指摘できる。保険と金融が非常に密接になったことで、保険と金融商品の違いが問題となり、「保険とは何か」という根源的な問いかけをしなければならないのに、保険を単なる資金の融通＝金融の一形態と捉えたり、リスクマネジメントの一手段としてしまっていることである。こうした保険と金融の同質性の議論は全く意義がないとは考えないが、かなり単純化した次元の限定的考察であることを認識する必要がある。すなわち、同質性の議論はどこか便宜性を帯びたものであり、単に保険のリスク処理という機能あるいは貨幣を流すという機能に注目するべきではない。かつての金融論には、こうした便宜性に対する認識があった。

たとえば、堀家 [1967] では次のような指摘がみられる。「資金源泉の主力が預金でも借入金でもないものに、近年その力を増してきた保険会社がある。保険会社は生命保険会社にせよ損害保険会社にせよ、その資金を主として金融資産に対して運用するから、その面からは金融機関といえなくはないが、その資金は保険証書の発行によって得られるものである。そして保険料は、不測の事故に備えようとする多数の契約者が所定の事故発生にさいし保険金を受け取ることを目的として払い込んだものであって、預金または借入

金を一般の金融機関が受け入れるのとは性質が異なる。ただ会社内で積み立てられた保険料は多額に及び、保険会社はこれを金融資産に運用しうることである」(堀家 [1967] p.73)。また、望月 [1980] においても、「したがってそれは(保険会社は…筆者加筆)銀行と同じ意味における金融機関ではない」(望月 [1980] p.62)との指摘があり、さらに、小野ほか [1981] では「保険業務が本来的業務であるという点からみれば、資金を集め、それを運用するという金融的業務はむしろ付随的なもので、その意味で保険会社は純粋な金融機関とはいえない面をもっている」(小野ほか [1981] p.166)との保険の二大機能との関係からその特殊性が指摘される。保険の二大機能である経済的保障機能、金融的機能に対応させた区分に基づき、保険業務を大きく保障業務、資金運用業務に分けることができる。小野ほか [1981] の指摘は、本稿の用語の使用の仕方とは異なるが、このような保険業務の分類にしたがって、あくまで資金運用業務は付随的なものに過ぎないとする点において保険は特殊であるとするものである。確かに、他の金融機関は金融業務それ自体が業務の主たる目的で、利潤獲得にしてもそこに主たる源泉・目的があろう。このように考えると、保険利潤をめぐる問題とも関連した本質論的な重要な問題を含む指摘であり、あくまで保険を特殊な金融機関として捉えるべきとされよう。しかし、金融自由化以後金融論では保険と金融の同質性の議論が優位となってきた。そして、その流れを加速させ、定着させたのが金融工学、リスクマネジメント論といえ、保険学も安易にそれらに迎合している。

保険は独特の社会経済的役割を果たすためにリスクを処理し、貨幣を流しているのであり、この目的と離れて貨幣を流すという機能に着目し、貨幣の流れを単純に追うべきではない。保険の意義と限界を捉える姿勢が必要であり、同質性の議論では保険の意義と限界を考えるという保険学の核心のテーマが軽視されることとなるのではないか。こうした保険と金融の同質性の議

論に対して、異質性を保持した議論が重要である。それは、保険本質論重視の伝統的保険学の延長線上にあらう。

### 3. 伝統的保険学の課題

わが国保険学界では、戦後論争が活発であった。保険本質論争を中心として、保険資本論争・保険利潤源泉論争、保険の相互扶助性をめぐる論争、保険の二大原則をめぐる論争があった<sup>6)</sup>。保険本質論争は、過去の保険学説を比較し、それに自説を展開するといった形となり、保険研究者の数だけ保険学説があるといった表現が必ずしも言い過ぎではないような状況に陥ったため、この論争に対しては批判的な見方が多い<sup>7)</sup>。単に批判的というよりも、論争の成果に否定的であるばかりでなく、伝統的保険学に対するアレルギー反応を引き起こしたといえよう。保険と金融の関係が密接になるなどの近年の変化で、伝統的保険学を軽視する傾向はますます強くなっている。

これらの一連の論争において常に主役の一人であった庭田博士の保険学は、前述の通り、範囲が広範で水準が高く、膨大な研究量である。その庭田保険学の特徴を簡潔に述べることは大変困難なことであるが、本稿のテーマに引き付けて指摘すれば、次のとおりである。

保険の本質を経済的保障・予備貨幣の蓄積に求め、相互扶助を保険にとって必須のものとする（庭田 [1995]）。この保険本質論が保険学説「経済的保障説」であり、「予備貨幣説」を発展させたもので、保険本質論争を終結させた最高位の学説との評もある（本田 [1978] p.38）。経済的保障説は、社会保険、協同組合保険をも含む保険の総合的定義、保険の経済的保障機能、

6) 保険資本論争については箸方 [1966]、保険利潤源泉論争については庭田 [1966] pp.259-285、庭田 [1985] pp.230-234、石田 [1991] pp.209-214、保険の相互扶助性をめぐる論争については小川 [2006]、保険の二大原則を巡る論争については真屋 [1987] pp.38-43、庭田博士を中心とした論争については石田 [1998] を参照されたい。

7) たとえば、佐波 [1951] p.42、水島 [2006] pp.1-2 を参照されたい。

金融的機能の融合的定義とされる（庭田 [1972] pp.293-295）。定義文は次の通りである。

「保険とは、家庭ならびに企業が、その経済的保障を達成するための予備貨幣を、社会的形態で蓄積する制度であって、多数の経済主体が相互扶助的に結合し、確率計算に基づく合理的な分担額の拠出をその主たる方法とする。」（庭田 [1995] p.36）

保険の機能を経済的保障機能と金融的機能に求め、両機能を保険の二大機能として把握し、保険の金融面が重視されている。そのため、保険の二大機能の把握と呼応して保険利潤の源泉を経済的保障機能に関わる手数料的利潤と金融的機能に関わる金融利潤という二元的に把握するそれまでの通説に対して、今日の保険利潤の源泉は金融利潤であるとする。すなわち、「本質的機能は保障、決定的利潤源泉は金融」（庭田 [1985] p.233）とするものである。保険利潤学説としては「利差説」といわれ、保険利潤源泉論争の過程では批判が多かったが、論争の中心を占めた印南博吉博士が後に利差説を支持したことに象徴されるように（同 pp233-234）、利差説も保険利潤学説として最高位の学説といえよう。なお、庭田博士は、保険利潤源泉論を保険金融論の一部としている（同 p.234）。このように保険の金融面を重視するという特徴がある。

保険の原則に関する次のような特徴もある。保険の二大原則、給付・反対給付均等の原則、収支相等の原則を厳格に把握して保険を捉え、二大原則間では収支相等の原則よりも給付・反対給付均等の原則をより重視する。この点については、庭田博士と近藤文二博士との間に論争があったが、必ずしも決着を見ていない。

次に、伝統的保険学としての庭田保険学を乗り越えるという研究姿勢から

問題点ないし課題を指摘すれば、次のとおりである。

保険的な制度は太古の昔から存在したといえるので、保険的な制度に共通する普遍的要素・超歴史的な要素というものがあるといえよう。他方、保険的な機能を果たす制度が近代資本主義社会では保険という制度になったということは、保険に近代資本主義という歴史的段階を反映した歴史的要素があると考えられる。したがって、保険学説としては、保険の有する超歴史的要素、歴史的要素が正しく認識されなければならない。この点において、経済的保障説は保険の超歴史的要素を経済的保障に求め、歴史的要素を予備貨幣の蓄積に求め、両要素が認識されている点において、それまでの学説を超える最高位の学説といえよう。しかしながら、超歴史的要素の経済的保障概念については、リスクが非常に重要となってきたなかでリスクとの関係を重視する必要がある。なるほど、庭田博士が言うとおり、経済的保障は、損害填補はもとよりリスク転嫁も含み、損害保険、生命保険は言うまでもなく、社会保険、協同組合保険も含まれ、私保険・個人保険・普通保険と社会保険、協同組合保険を同一的に意義づけることができる優れた概念であるが（庭田 [1972] pp.293-295）、リスクとの関係をもっと持たせる必要があろう。それは、リスクを介した保険と金融の同質性の議論に対して異質性の議論を展開する必要があるからである。また、リスクを介した同質性の議論の中でARTに関する考察が重要となっているが、これはより広く保険を代替する現象、保険代替現象として把握し、理論的な分析が望まれる。保険本質論は、リスクとの密接な結びつきを求められているといえよう。

加えて、経済的保障説では保険を予備貨幣蓄積概念で把握するが、予備貨幣蓄積概念では保険料——保険資金——保険金という保険現象の保険料——保険資金という過程しか把握できない。

さらに、経済的保障説の有する問題点としてもう一つ指摘できるのが、保険の相互扶助性の把握である。保険は特有の貨幣の流れを形成する制度であ

り、その流れの基本は多数の保険加入者が支払った比較的少額の保険料を少数の保険事故に遭遇した保険加入者に比較的多額の保険金として再分配する流れといえ、〈多数×少額〉の貨幣を〈少数×多額〉の貨幣に転換するのが保険といえる。したがって、その貨幣の流れは「一人は万人のために、万人は一人のために」といった相互扶助的な流れである。しかし、保険が生成・発展した社会は、個人主義・自由主義・合理主義で特徴づけられる資本主義社会であり、かかる資本主義社会で保険が生成・発展し、社会に定着したのは、保険が土台の資本主義社会とマッチしたからではないのか。すなわち、保険そのものが個人主義・自由主義・合理主義という資本主義的性格を有するからであろう。資本主義的な保険が貨幣の流れとしては相互扶助のような流れを形成するといえるが、あくまで保険は資本主義的な制度と解すべきではないか。保険が資本主義的制度であるということは、保険理論の核心である保険の二大原則を考えれば明らかであろう。しかし、社会保険や協同組合保険のように相互扶助とかかわる保険があるのも事実である。そこで、保険の相互扶助にかかわる問題は、「相互扶助と反対の資本主義的制度である保険がなぜ相互扶助とかかわるのか」との問題設定がなされるべきではないか。

また、経済的保障説は、社会保険の包摂が不十分である。これは保険の原則観とも関連する。情報の経済学を使った的外れな社会保険の議論を阻止するためにも、社会保険論の構築が必要である。そして、社会保険論は社会保障の一部としての社会保険との位置づけのみならず、公的保険の一部としての社会保険との位置づけも必要である。この点に関連して、公的保険論の構築が必要である。

保険利潤にかかわる問題もある。保険が発達、したがって、予備貨幣の蓄積量が増大すれば、利差説が主張するように金融利潤が主たる利潤の源泉になるであろう。しかし、保険事業自体は保障業務、資金運用業務の相互関連で展開され、両業務の統一として把握されるべきである。したがって、たと



え金融利潤が主たる利潤の源泉でも保険利潤源泉論を保険金融論の一部にすべきではない。

以上の伝統的保険学の課題を前述の保険分析の動向を念頭に置きながら、現代保険学の枠組みを提示するために整理すれば、次の通りである。

- (1) 保険の同質性の議論を批判し、異質性の議論を展開するために経済的保障概念とリスクの関係を密接にする。
- (2) 保険現象を捉えきれない予備貨幣蓄積概念を克服する。
- (3) 相互扶助と反対の性格を有する保険と相互扶助との関わりについて理論的な説明を与える。
- (4) 保険の二大原則のいずれを重視するかという決着していない論争点を解決する。
- (5) 新しい保険現象である保険代替現象を分析の対象とする。
- (6) 社会保険の議論に資する公的保険論を構築する。

#### 4. 保険理論の新展開

石田＝真屋 [1979]『保険理論の新展開』は石田，真屋両博士の共著であり，両博士が新進気鋭の保険研究者として世に問うた実質的な処女作（初の著作）である。すでに刊行後30年近い年月が経つが，今日においても必読の書といえよう。前述の伝統的保険学の課題を克服する解決策ないしはヒントが同書に含まれているといえる。同書は8章構成であり，1，2章では両博士それぞれの保険理論に対する基本的な問題意識が明らかにされるが，これらの章はその後の両博士の研究の見取り図的な役割を果たしている重要な章といえ，その後の両博士の研究の方向性が示唆されていると同時に，伝統的保険学克服のヒントが含まれている。

第1章「現代における保険(1)」(真屋 [1979])では，真屋博士の基本的な問題意識が明らかにされる。そこでは，「合理的料率制度の前提ともいうべ

き大数法則自体の有する限界については、従来の保険経済学は深く追及しなかったようである」(同 p. 11) との問題意識のもとに、一見客観的、中立的に見える大数法則の利用、したがってまた科学的な保険料計算を「実は保険企業がより確実かつ効率的に最大の利潤を獲得しうるように保険料率を操作することにほかならなかったのではないか」(同 p. 12) と批判する。従来科学的とみられていた大数法則の適用や保険料計算の科学性が、絶対的ではないことを指摘したといえる。保険の原理は、単純化していえば、経済的保障を達成する貨幣の流れが、給付・反対給付均等の原則に応じて保険料を徴収し、そのような保険料を徴収しながら同質の危険を大量集積して大数法則が働けば、収支相等の原則が達成されるという形で形成されるものであるから、大数法則が保険の二大原則を結びつける重要な役割を果たしているといえる。したがって、大数法則適用の科学性の絶対性を否定する真屋博士の見解は、保険の二大原則の適用に関する絶対性を否定することにも結び付くであろう。そこで、真屋 [1987] では、前述の保険の二大原則のいずれを重視するかという庭田博士と近藤博士の論争を取り上げ、保険の原理・原則自体を重視し、さらに、給付・反対給付均等の原則を収支相等の原則より重視する庭田博士の見解を批判する。そして、この批判が保険の原理・原則を相対的なものとして把握する保険原則観となり、保険現象を捉えきれていない予備貨幣蓄積概念への批判とがあいまって、独自の保険学説である「予備貨幣再分配説」(真屋 [1991]) へ発展したと考える。予備貨幣再分配説は、保険を予備貨幣の蓄積ではなく、再分配と捉える。

庭田博士が予備貨幣説を経済的保障説に修正した理由の一つは、社会保険を保険学説に包摂させるためと思われるが、給付・反対給付均等の原則を第一原則とする限り、社会保険の包摂は困難であろう。なぜならば、給付・反対給付均等の原則を適用しないのが社会保険の特徴といえるからである。また、保険を予備貨幣の蓄積ではなく予備貨幣の再分配と捉えれば、保険現象

を保険料 — 保険資金 — 保険金の全過程で把握することができよう。したがって、先に設定した伝統的保険学の課題(2), (4)については、予備貨幣再分配説に依拠することによって克服することを目指すべきである。

第2章「現代における保険(2)」では、石田博士の基本的な問題意識が明らかにされる。ここで興味深いことは、経済的保障説の「経済的保障」, 「予備貨幣」という二つのキー・コンセプトについて、真屋博士の第1章の考察では「予備貨幣」の方が重視されるのに対して、石田博士の第2章の考察では「経済的保障」の方が重視されていることである。石田博士は、「経済的保障の概念は、現代保険の本質を表すのに最も的確な概念と言えよう」(石田 [1979] p. 46) と経済的保障概念を高く評価したうえで、保険においては不確実性・不確定性, リスク・危険, 損害・損失, 経済的ニーズが経済的保障の前提になるとして、これらの用語の関係を整理する。不確実性・不確定性とリスクの関係などの議論がそれまでの研究に散見されるものの、十分に理論化されていなかった。また、偶然性については、本来「偶然」という用語は哲学的な難解な用語であるが、「偶然なくして保険なし」といわれるほど保険にとって重要な用語であるにもかかわらず、保険学は深くこの用語を考察していない。これらの用語を経済的保障説にのっとりながら整理を試みたものといえる。

石田 [1979] では、保険を偶然事象による経済的ニーズに関して経済的保障を達成する制度とし、事象を確率が0または1の「確定性」、確率が0でも1でもない「可能性」に分ける。可能性をさらに確率が求められる「不確定性」と確率が求められない「不確実性」に分ける。不確定性は確率・予測値の周辺標準偏差に関連する概念とし、「保険は大数の法則に基づき、危険にさらされる客体を多数集積して、事象の発生確率が一定の値に収束し、偏差が可能な限り小さくなることを前提としている」(同 p. 50) ことから、保険におけるリスクは不確定性ではなく、「不確定性を含めた可能性」(同

p.50) とする。経済的ニーズの概念については、損害・損失の填補や所得喪失、臨時支出による必要・入用を包含して、経済的ニーズの概念を用いてリスクが損害保険のみならず生命保険にも適合するように配慮する。このように一連の用語を整理し、リスク・危険を可能性として捉えて、「リスク・危険は偶然事象ならびに経済的ニーズの発生の可能性」(同 p.50) とする。さらに、可能性のうち不確定性が保険の対象となるとしつつも、再保険の活用、保険の国営化などによって、不確実性の場合でも保険の対象となる場合があることが指摘され、事象の区分による保険化の可能性の基準が絶対的ではないことが示唆されている。

およそ保険とリスクの関係で重要な用語が網羅され、かつ、体系的に整理されているといえる。また、保険の本質を経済的保障に求め、経済的保障とリスクの関係について考察している点でも優れている。そして、なんといっても重要なことは、経済的保障とリスクの関係を考察することでリスクを処理することの意味が明らかにされていることである。ここに、リスクを介した安易な保険と金融の同質性の議論に対して、異質性の議論を展開するポイントがある。さらに、リスクの定義も優れている。石田博士のリスクの定義、経済的保障に関わる一連の用語の整理に基づいて、課題(1)の克服を目指すべきである。

また、石田 [1979] では保険の団体性と相互主義をめぐる議論が展開されるが、そこでの議論が保険の相互扶助性に関する考察に途を開く。石田 [1979] では、印南博士が保険学説・経済準備説の「保険とは、…」を「保険事業とは、…」に修正した点を次のように批判する。「保険が保険事業として運営され、経営されることと不可分であるにしても、またいかなる事業主体・経営主体によって営まれるかに拘わらず、制度としての保険に固有の性質・特質があるはずであり、他方、保険をその事業の対象とする場合、その運営主体・経営主体の性格によって異なった属性が現れてくるはずであ

る」（同 pp. 56-57）。いわば「制度としての保険」と「事業としての保険」の関係に関する指摘であり、両者が直結するとは限らないとする指摘といえよう。明示されていないが、石田博士の見解は保険一般＝制度としての保険と個々具体的な保険＝事業としての保険として分けて捉えられていると思われる。石田 [1979] では、このような立場から保険事業の相互扶助性をめぐる次のような議論が展開される（同 pp. 57-64）。

技術的団体性・相互性がなくては保険制度の存立はありえず、これはいかなる事業形態にも共通することであるが、技術的団体性・相互性に精神的な意味での相互扶助・助け合いの精神が付加されるか否かは、保険事業の運営主体・経営主体の性格によって異なってくるとする。その上で歴史的考察として、保険の歴史的な発展において相互扶助精神の役割を軽視し、続いて、協同組合保険、社会保険・公的保険、相互会社について考察する。協同組合保険については、組合員の相互扶助精神のもとに組織され、運営されてきたが、資本主義社会に基盤を置く以上利潤追求原理が採られるようになるとする。社会保険については、保険性と扶養性の二面性があるとし、扶養性が相互扶助意識に結びつくものの、社会保険以外の公的保険については相互扶助精神が希薄であるとする。相互会社については、当初から相互扶助精神は希薄であり、営利保険企業と性格付けられるとする。さらに、民営保険、協同組合保険、国営保険の同質化現象も指摘し、保険事業の相互扶助性について否定的であるが、保険と福祉の関わりを重視しているのが興味深い。

以上の石田博士の見解は、「制度としての保険」と「事業としての保険」を峻別し、保険企業を介在させながら保険の本質と個々具体的な保険の性質との関係を見事に説明しているといえる。この議論で課題(1)、(3)の克服を目指すべきである。

次に、課題(5)である。これについては、伝統的保険学の特徴である保険の本質重視の姿勢を貫き、保険の本質を明らかにした上で、「何が」保険の「ど

の部分」を代替するのかを明らかにする姿勢が必要であろう。保険代替現象の分析は、保険代替手段の分析が中心となろうから、リスクマネジメント手段の分析、リスクとの関係が重要となる。また、保険代替現象は保険と金融が錯綜する現象ともいえるので、金融論から謙虚に学ぶ姿勢が重要である。そのために、単なる手段の分析に終わるのではなく、経済的保障との関係、保険の本質との関係が重要である。経済的保障制度としての保険に、保険のオプション性、ファイナンス性から焦点を当てることによって、保険学が金融論的保険論に墮することのないようにしなければならない。課題(5)は課題(1)、(2)と関わるといえ、経済的保障をめぐる一連の用語の整理、予備貨幣再分配説を通じた保険の本質考察に基づいて課題の克服を目指すべきである。

残る課題は(6)である。これについては、石田＝真屋 [1979] よりも石田 [1991]、真屋 [1991] の力を借りた方が良さそうである。石田 [1991]、真屋 [1991] は、両博士が単著として著したものであり、石田＝真屋 [1979] の問題意識がより広範に、本格的・体系的に展開されている。まず、保険の原則を柔軟に把握して社会保険を十分に射程に入れる。その社会保険を含む公的保険の把握が重要であり、明確な保険の分類に基づく公的保険の規定が必要である。多種多様な保険の存在からさまざまな基準の保険の分類基準があるが、現代社会における保険の意義と限界を探るために、鳥瞰図的に保険を把握する保険の分類基準が必要である。そのような保険の分類基準は、当然土台である社会経済に対応したものであり、社会経済が福祉国家・混合経済であることから公的保険・私的保険を軸とし、経済的保障制度が三層構造を成していることに対応したものでなくてはならない。真屋 [1991] では、従来の呼称や基準が曖昧であった公的・私的な保険の分類基準が明確にされ、また、経済的保障の三層構造にも言及している。この議論に基づき、課題(6)の克服を目指すべきである。なお、情報の経済学は福祉国家論にも及んでおり (Barr [2001]、菅沼監訳 [2007])、石田 [1991] における情報の経済学

の批判に基づき、情報の経済学の社会保険・福祉国家に関する議論を批判する必要がある。それができなければ、課題(6)の克服とはならないだろう。

## 5. 現代保険学の枠組み

伝統的保険学の批判的継承の目的は、当然のことながら、現代の保険学に課された課題に応えるためである。それでは、現代保険学の課題とは何であろうか。

分析対象である保険現象の特徴は、供給主体が通常の民間企業の他に、協同組合があり、社会保険をはじめとする公的保険を提供する公的機関等もあり、しかも、民間企業の場合他産業では株式会社形態が支配的であろうが、保険産業では相互会社も存在するので、多様な保険企業が存在することである。多様な保険企業が様々な保険を提供しているので、保険現象の特徴は、一言でいえば、「多種多様な保険の存在」ということになろう。また、保険は貨幣の操作を通じて経済的保障を行う制度であるが、経済的保障機能を発揮する過程で保険者の手許に巨額な保険資金が蓄積され、それが金融市場に投資運用されるので金融的機能も発揮する。こうして保険は金融、金融市場と密接な関係にあるが、保険自体が一種の金融であり、デリバティブなどの金融におけるイノベーションやリスクマネジメントの重要性が増してきたことによって、保険を代替する金融商品の登場や保険が対象としていたリスクを金融市場で処理するなどの保険代替現象も生じている。そこで、現代の保険現象の特徴は、「保険代替手段も登場しながら、多種多様な保険が提供されていること」といえる。

実に様々な保険が存在するのであるが、保険の全体像を把握するためには、経済の混合経済化に対応して保険も混合経済化している点を把握することが重要である。すなわち、経済的保障制度としての保険を公的保険、私的保険を軸に把握すべきである。現代の経済的保障は、いわゆる三層構造を成して

いる。公的保険を土台に、公的保険、私的保険いずれにも分類し難い半公的・半私的保険、私的保険の三層構造である。この三層構造の私的保険部分は、金融自由化・金融グローバル化、保険自由化の流れの中で、金融コングロマリット化や保険代替現象が生じ、大いに動揺しているといえよう。他方、市場経済化、金融グローバル化は、メガ・コンピティションによって社会保障制度等を国民経済の大きな負担とさせ、公的保険を大いに動揺させている。リスク社会においてリスク処理手段として一世を風靡してもよさそうな保険であるが、効率性・金融性／政策性・福祉性を軸に私的保険、公的保険いずれも大いに動揺している。このように動揺する保険の分析が現代保険学の課題であるが、近年の安易な隣接科学への依存傾向は、市場経済化の中で保険の分析がもっぱら私的保険とされ、体系的・総合的考察に弱い。特に公的保険の一種ともいえる社会保険に関しては、保険学無視の社会保険論もみられる。体系的・総合的考察を行うことが、現代保険学の課題である。この課題を克服するための現代保険学の枠組みを伝統的保険学の批判的継承によって提示したい。

「多種多様な保険の存在」という保険現象の特徴から、保険の共通性と個別性が重要であろう。様々な保険が存在しても、あるものを保険といえる限りはそこには保険といえる何らかの共通性があるはずである。この共通性こそが保険の本質であろう。一方、様々な保険は共通性を持つと同時に、それぞれの個性をもっているので、各々の保険の個別性も重要であろう。保険の共通性＝保険の本質と保険の個別性＝個々の保険の性質との関係が重要である。保険は資本主義社会において生成・発展した制度であるから、体制関係における保険の性格が保険の本質となろう。その保険を多様な保険の運営主体・経営主体が供給するのであるから、個々の保険の性質は体制関係における保険の本質と制度的環境を受ける保険の運営主体・経営主体の主体性によって規定されると考える。そして、その主体性発揮を次のような理論的枠



組みの中における保険の運営主体・経営主体の適用する保険技術に求める。

多種多様な保険という保険現象はすぐれて貨幣的現象であり、その現象形態は保険料——保険資金——保険金である。この貨幣は経済的保障を達成するための予備貨幣であり、予備貨幣の再分配によって保険現象が生じているといえよう。この貨幣の流れは、〈多数×少額〉の貨幣を〈少数×多額〉の貨幣に転換、すなわち、予備貨幣を再分配することにより形成され、その流れの原理は保険の二大原則によって把握することができる。すなわち、保険料を  $P$ 、保険金を  $Z$ 、保険加入者数を  $n$ 、保険事故遭遇者を  $r$ 、危険率を  $\omega (= \frac{r}{n})$  とすれば、 $P = \omega Z$  が給付・反対給付均等の原則であり、 $nP = rZ$  が収支相等の原則である。給付・反対給付均等の原則は、支払う保険料が保険金の数学的期待値であることを示している。したがって、保険料はなんら慈善性を有さず、保険取引には資本主義的な「等価交換の法則」が貫徹しているといえ、また、自分の利益に応じた負担という「応益負担の原則」といえる。すべての契約者に等価交換を示す給付・反対給付均等の原則が成立することは、保険契約者が平等に扱われることを意味するので、このことを「保険契約者平等待遇の原則」（庭田 [1970] p.174）という。保険は、基本的に、自分の判断に従って、自分の保障に対して正当な対価である保険料を支払って加入するので、自由主義的にして個人主義的な制度であるといえる。もし、保険がなくて各人が個々にリスクに備えたならば、巨額な貨幣がミクロ経済的にもマクロ経済的にも必要とされるが、保険はそのような貨幣を節約させ、経済的保障達成のための貨幣準備に適時性・適量性をもたらすという合理的な制度である。ここに、保険の特徴として、個人主義・自由主義・合理主義を指摘することができる。この特徴は、土台である資本主義社会の特徴そのものであり、それゆえ「保険ほど資本主義的なものはない」といった言い方がなされる場合があるのであろう。しかし、個々の契約ごとに給付・反対給付均等の原則が成り立たなくても、収支相等の原則が成り立てば

事業としての保険の運営・経営は可能であり、このことから収支相等の原則を「保険経営の原則」ともいう。

それでは、各人が各人の判断で給付・反対給付均等の原則に従って保険に加入して全体としての収支が成り立つ収支相等の原則が達成されるのはなぜであろうか。数式で言えば、 $P = \omega Z$  を  $nP = rZ$  に変換できる  $\omega = \frac{r}{n}$  が成り立てばよい。 $\omega$  は危険率であり、 $\frac{r}{n}$  は保険加入者のうち保険事故に遭遇した人の割合であるから、危険率の実績値といえる。 $\omega$  は保険加入時の危険率であるから事前的な危険率・予測値といえるのに対して、 $\frac{r}{n}$  は事後的な危険率・実績値という関係にある。つまり、数式上は、 $\omega = \frac{r}{n}$  は実績値と予測値が一致することを意味するに過ぎない。しかし、これが保険としては重要で、まさに  $\omega = \frac{r}{n}$  が充足されるからこそ保険は制度として成り立つといえる。この  $\omega = \frac{r}{n}$  を成り立たせるのが大数法則で、同質の危険が大量に集積されれば、実績値が予測値へと一致していき、給付・反対給付均等の原則に従う保険契約の大量集積によって、収支相等の原則が成立するのである。

以上から、大数法則を介した保険の二大原則による保険原理の世界は、いわばスミス (Adam Smith) 的な予定調和説の世界といえる。それは、「各人が利己心に基づき給付・反対給付均等の原則に従って保険に加入しても、大数法則に導かれて全体の収支 (収支相等の原則) は達成される」とすることができるからである。大数法則は保険における「神の見えざる手」に他ならない。しかし、実際の経済が予定調和説通りにいかず、市場経済化を志向しても所詮混合経済の枠内にあるのと同様に、保険も単純に大数法則に導かれるわけではない。主たる原因は二つある。

第1に、大数法則が要請する同質の危険の大量集積は二律背反するところがあり、現実問題としては困難である。現実の保険経営では危険同質性の原則よりも、危険相殺の原則や危険混合の原則が優先される場合がある。ここに保険の原則がどの程度重視されるかが示唆されていると言えよう。保険経

営では保険経営の原則といえる収支相等の原則を第一義としてできるだけ給付・反対給付均等の原則が追求されるとされ、ここに保険の二大原則の関係は逆転するといえる。そして、保険の原則を絶対視し、給付・反対給付均等の原則を重視する伝統的保険学の保険原則観、二大原則の捉え方が否定される。

第2に、危険率に応じた保険料の算出が困難であるということである。個々の保険契約の正確な危険率算出というのは不可能であろう。どんなに科学が発達したとしても、個々の契約についての正確な危険率の算出は不可能であると考えられる。科学が発達し危険測定がどんなに正確になったとしても、あくまでもその時の危険測定の科学技術や保険技術の水準によるものであって、完全・完璧な科学がありえないのと同様に、完全・完璧な危険の測定というのはいずれもない。

また、ここで重要なことは、この危険率測定の限界というのは、保険者にとってのみ言えることではなく、保険契約者にも基本的に当てはまるということである。確かに、情報の経済学が主張するようなメカニズムで逆選択やモラルハザードが生じる場合があるだろう。しかし、その主張の前提、すなわち、保険市場には保険契約者が情報優位者で保険者が情報劣位者であるという情報の非対称性の前提は、一般論として展開できるものではなく、むしろ特殊ケースではないか。保険契約者も自分の危険率を数字化したり、保険料を割高・割安と判断できるほど自分の危険率を知らないというのが通常の場合ではないであろうか。保険者も保険契約者も正確な危険率がわからないという状況は、保険の対象とする危険が個々の契約当事者にとっては、本来「情報の欠如」とされる情報と捉えられるということではなかろうか。医療・自分の健康状態についてもそうであろう。医療保険の保険料を割高・割安と判断できるほどに自分の健康状態がわかる人が果たしてどれだけいるのであろうか。皆無とは言わないが、少なくとも、一般論としては展開できないで

あろう。

以上から、同質の危険を大量に集積するというのは二律背反的な問題があり、また、現実問題としては危険率の正確な測定の困難など様々な問題があるため、 $\omega = \frac{r}{n}$  を成り立たせる大数法則の適用というのは簡単なことではないといえる。そこで、保険経営では原則を変えたり、保険料徴収方法を工夫するなどして、収支相等の原則の達成に努める。この収支相等の原則の達成に向けた努力が保険技術と言えよう。すなわち、保険技術とは〈多数×少額〉の貨幣を〈少数×多額〉の貨幣に転換する業<sup>わざ</sup>である。この保険技術の適用において、保険の運営主体・経営主体の主体性が発揮されると考える。保険の運営主体・経営主体は社会経済・国民経済を一般的に支配する法則に媒介された経営体であるが、独自の一定の組織原則を有した経営体でもあり、そのような組織原則が保険技術の適用を通じて保険に反映し得るということである。かくして、個々の保険の性質は、体制関係における保険の本質と制度的環境の影響を受ける保険の運営主体・経営主体の主体性によって、規定されるといえよう。伝統的保険学が主張する保険の相互扶助性は、保険の本質として指摘できることではなく、こうした個々の保険の性質の一つとして、保険の運営主体・経営主体を介在させて考えられるに過ぎない。

このように、保険を予備貨幣の再分配制度と捉え、保険の原則を柔軟に把握し、理念としての保険の二大原則、大数法則との関係による予定調和的な世界を保険経営を介して現実世界へと接合するのである。そして、保険経営においては保険企業が保険技術を適用することが重要であり、保険の本質と保険企業の本質、個々の保険の性格などの関係が整理できるのである。これは伝統的保険学の保険本質論、保険原則観の批判的継承といえ、このような保険の原理・原則、保険経営、保険の運営主体・経営主体、保険技術から保険学の枠組みを考えることによって、正しく保険の相互扶助性を捉え、情報の経済学に対する批判も可能となろう。

参考文献

- Barr, Nicholas [2001], *The Welfare State as Piggy Bank: Information, Risk, Uncertainty, and the Role of the State*, Oxford, Oxford University Press [菅沼隆監訳 [2007], 『福祉の経済学 — 21世紀の年金・医療・失業・介護』光生館].
- Bech, Ulrich [1986], *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp. [東廉=伊藤美登里訳 [1998], 『危険社会 — 新しい近代への道』法政大学出版局].
- Crane, Dwight B., Robert C. Merton, Kenneth A. Froot, Zvi Bodie, Scott P. Mason, Erik R. Sirri, Andre F. Perold and Peter Tufano [1995], *The Global Financial System: A Functional Perspective*, Harvard Business School Press [野村総合研究所訳 [2000], 『金融の本質 — 21世紀型金融革命の羅針盤』野村総合研究所].
- 箸方幹逸 [1966], 『『保険資本論争』評注』『保険学雑誌』第433号, 日本保険学会.
- 広井良典 [2007], 「リスクと福祉社会」橋木俊詔=長谷部恭男=今田高俊=益永茂樹編『リスク学とは何か』(リスク学入門1) 岩波書店.
- 本田守 [1978], 『保険総論』成文堂.
- 堀家文吉郎 [1967], 「金融機関」小泉明編『金融論講義』青林書院新社.
- 石田重森 [1979], 「現代における保険とは(2)」石田重森=真屋尚生『保険理論の新展開』慶應通信.
- [1991], 「生命保険の理論 — 需要者と供給者の視角から」東洋経済新報社.
- [1998], 「保険学発展への庭田保険学の貢献」『保険研究』第50集, 慶應義塾保険学会.
- [2007], 「保険の原理原則に基づく事業展開と保険活用」『保険学雑誌』第598号, 日本保険学会.
- 刈谷武昭 [2000], 『金融工学とは何か — 「リスク」から考える』岩波書店.
- 真屋尚生 [1979], 「現代における保険とは(1)」石田重森=真屋尚生『保険理論の新展開』慶應通信.
- [1987], 「保険制度をめぐる自由と平等 — 予備貨幣説の再検討」真屋尚生=石田重森編『新時代の保険』(庭田範秋博士還暦記念論文集) 千倉書房.
- [1991], 『保険理論と自由平等』東洋経済新報社.
- 三隅隆司 [2000], 「生命保険会社の企業形態とリスク」小川英治監修『生命保険会社の金融リスク管理戦略』東洋経済新報社.
- 水島一也 [2006], 『現代保険経済』第8版, 千倉書房.
- 望月昭一 [1980], 「金融制度」天利長三=矢島保男=加藤讓編『金融論』第1版第2刷, 学文社.
- 庭田範秋 [1966], 『保険理論の展開』有斐閣.
- [1972], 「協同組合保険の新理論」庭田範秋=平井仁『協同組合保険の歴史と現実』共済保険研究会.
- [1970], 『保険経営論』有斐閣.
- [1985], 「保険経営における競争激化と金融問題」庭田範秋編『高齢者の生活保障と年金問題』成文堂.
- [1995], 『新保険学総論』慶應通信.
- 野口悠紀雄=藤井真理子 [2000], 『金融工学 — ポートフォリオ選択と派生資産の経済分析』ダイヤモンド社.

- 小川浩昭 [2006], 「保険の相互扶助性について」『西南学院大学商学論集』第 52 巻第 4 号, 西南学院大学学術研究所。
- 小野英祐=春田素夫=志村嘉一=山口重克=玉野井昌夫 [1971], 『現代金融の理論』時潮社。
- 大林良一 [1995], 『保険理論』第 3 版第 10 刷, 春秋社。
- 佐波宣平 [1951], 『保険学講案』有斐閣。
- 田畑康人 [1982], 「保険市場に見られる情報の非対称性とその影響」『保険学雑誌』第 496 号, 日本保険学会。
- Winter, Ralph A. [2000], “Optimal Insurance under Moral Hazard”, in Dionne, Georges *ed.*, *Handbook of Insurance*, Boston, Kluwer Academic Publishers.  
(リスク学入門シリーズ)
- 橘木俊詔=長谷部恭男=今田高俊=益永茂樹編 [2007], 『リスク学とは何か』(リスク学入門 1) 岩波書店。
- 橘木俊詔編 [2007], 『経済からみたリスク』(リスク学入門 2) 岩波書店。
- 長谷部恭男編 [2007], 『法律からみたリスク』(リスク学入門 3) 岩波書店。
- 今田高俊編 [2007], 『社会生活からみたリスク』(リスク学入門 4) 岩波書店。
- 益永茂樹編 [2007], 『科学技術からみたリスク』(リスク学入門 5) 岩波書店。

(2007年12月稿)